

# S&Uだより

2022年8月10日

(株) マルジン

福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201

名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896

新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773

福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

safety & useful 発行 No297

記録的な暑さの後 記録的に早い梅雨明け宣言で、梅雨が本当にあったのか?と思えるほどでした。ところが、今度は 梅雨明けの途端 雨、雨、雨 毎日の天候に現場は 少々泣かされております。一年を通して 清々しく気持ちの良い天気は数えるほどしかありません。高速道路の現場、道路の舗装工事、建設現場など まともに直射日光を浴びる現場で作業されている方からみれば 多少なりとも日影のある山の中で作業することが多いマルジンは まだよいほうなのかもしれませんが、雨やんでほしいですし 暑さも和らいでほしい今日この頃です。新型コロナが発生して2年半、インフルエンザはすっかり“忘れられた感染症”になっています。インフルエンザの国内流行は2シーズン連続で消滅。このまま地球上から消えてくれればいいのですが、そううまくはいかないらしいです。むしろ冬を待たず、この夏から患者が増え始める可能性も出てきていました。

2期連続の流行消失によるインフル免疫の低下が懸念されています。そして コロナも BA5 という感染力の以上に強い種に置き換わり 爆発的に感染者数が増えてきました。「第7波」と言われています。いったい何波まで続くのでしょうか・・・と ため息が出ますが 何とも言えません。また、物価高が収まる気配がありません。日本銀行が12日に発表した6月の国内企業物価指数(2020年=100、速報値)は前年同月より9.2%上昇しました。ウクライナ情勢の悪化による資源高に加え、円安の加速が高騰に拍車をかけています。今後、値上げの動きが広がり、消費者が手に取るモノの価格もさらに上がるとみられているようです。

戦争で日々命と向き合う暮らしを続けるところもあれば 商品の値上がりに憂いている日本。それでも やはり平和な日本、平和すぎて「平和ぼけ」していると言われても不思議ではない事件が起きてしまいました。一国の元総理が 大勢の人が見守る街頭で凶弾に倒れるという 今の日本で前代未聞の事件です。

不特定多数の聴衆の前で 街頭演説、日本中が 誰一人として その聴衆の中に 命を狙う者がいるなどと思ってもみませんでした。SPの人たちも なんだろう?とポカンとしている様子が報道され また物議をかもしています。「セキュリティポリス(英語: Security Police、略称: SP)とは、日本の警視庁警備部警護課で、要人警護任務に専従する警察官を指す呼称である。」殺傷能力のある銃を自作できて またそれを何丁も持てることも 驚きでした。

当初は 政治的なテロかとも思われましたが その後の犯人の取り調べで「家族がある宗教団体に入れ込んで破産など 家族崩壊につながり恨んでいた。当初は団体の長を狙ったが機会がなく、その教団と深いつながりがあると思えた安倍元首相を 殺そうと計画した」と自供しているそうです。あつてはならないテロ行為、しかし 今は行為の是非よりも 宗教団体の資金集め構造や 献金の違法性で民事裁判が起きるなど 宗教団体と政治家や著名人のかかわりについて 取りざたされています。宗教団体は、非常にまとまりの強い集団なので、それゆえに、組織的な動きをしなければならぬ選挙において、組織力を発揮することになります。政治家があらゆる宗教団体に顔を出すのは、そのまま集票につながるからと言われています。どの政党も 候補者もまとまった票が約束されるのであれば 主旨の違う宗教団体であろうと 掛け持ちする人もいるとか・・・。日本では、日本国憲法第20条により以下のように規定されています。これが「政教分離」の原則です。

【1】宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

【2】何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

【3】国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

これに沿って考えるなら、税制で優遇措置を受けている宗教団体が、その資金力で政治に影響力を行使し、利益誘導に利用するようなことは、あつてはならないということです。

「信じる者は救われる」という言葉があります。神様を信じ信仰心を持てば、自分の未来が救われるという風に考えられているようです。信じている人は救われても 今回の容疑者のように周りの人は救われてはいなかったようで、日々憎しみの中に身を置いていたようです。すべての人に救いがあれば起きなかつた事だと、やるせない気持ちが募ります。

マルジン 8月のカレンダー							～<蜂が多いようです!>～
日	月	火	水	木	金	土	暑い天候もあるので、蜂の話がよく聞かれます。 「蜂に刺された」「蜂の巣があった」 蜂駆除スプレーや エピペン等携帯して現場に入ります!! 気を付けましょう!
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
31	29	30	31				

**2022年8月第297回は～モノレール取扱講習修了証～について**

モノレール工業協会のモノレール技士規約における「旧モノレール取扱主任者」は平成30年3月31日廃止となり以後「モノレール取扱講習修了者」へと移行しました。モノレール技士認定規約を抜粋いたします。  
モノレールの販売及びレンタルしたモノレールの取り扱いについて、会員の販売店・レンタル業者でモノレール事業に携わるもの及び使用者（以下、関係者）の安全意識向上を目的としています。↓以下技士規約抜粋

**モノレール取扱講習とは**

1. 取扱講習の目的・・・モノレールを正しく安全に使用していただく為に実施します。
2. 取扱講習の義務化・・・近年公共工事において義務化されつつあります。モノレール取扱講習を受講しないとモノレールの運転ができないとされている現場が増えています。

**モノレール技士及びモノレール取扱講習修了者の任務**

1. モノレール技士（以下、技士）は、モノレールの引渡し時に関係者がその安全使用についての注意事項を納得し理解するまで十分説明しなければならない。
2. 技士は、点検表に基づいて始業点検と定期点検を行い、その記録を保管する。
3. 技士は事故発生時に迅速かつ的確な対応を遂行すると共に、協会事務局へ事故状況の報告をしなければならない。
4. 技士は作業時に必ずモノレール技士認定証（以下、認定証）と腕章を携帯しなければならない。
5. モノレール取扱講習修了者（以下、取扱講習修了者）は、資格内においてモノレールを運転・操作することができる。

**モノレール取扱講習修了者**（旧モノレール取扱主任者は平成30年3月31日廃止となり以後移行）

技士が関係者に講習した後、会員が交付する。

- 交付証は会員統一として協会名とする。
- 会員及び関係者の新入社員
- 1,000kg積以上の機種は取得先メーカーに限定する。旧取扱主任者証を平成25年4月1日以降に取得した者については、1,000kg積未満の機種は取得先メーカーに限定しない。  
モノレール取扱講習修了者は各地域の消防署で行っている救命講習を修了していることが望ましい。
- 取扱講習修了者の機種限定解除は1,000kg積未満の会員が取扱う機種のみとし、現場において使用する機種が取扱講習修了者発行メーカーと異なる場合、使用するメーカーの取り扱い講習を受けなければならない。重量物1,000kg以上を最初に取得した場合でも単軌条（1,000kg未満）を使用する場合は新規申請扱いとなる。※重量物の場合は取得先メーカーに限定する。

**取得費用は** ①新規申請費用・・・一名 4,000円 ②資料代・・・一名 2,000円 ③講師費用・・・一回 40,000円  
④ 教育講習費用・・・1名 4,000円（いずれも 交通費別途、消費税別途）

Q「マルジンさんでモノレール取扱講習できないの？」 A「できます。30名余の1級技士が 取扱講習を実施いたします。ただし 上記の講習代金が必要となってまいります。」

では マルジンが各現場で とりおこなわせていただく「取扱運転講習」は何か？どう違うのか？というところモノレール工業協会が定めた「モノレール技士認定規約」に基づいた講習で モノレール1級技士が各現場にて 「モノレール運転講習」をとりおこない 受講者一人一人に「マルジンの講習修了証（有効期限 発行より1年）」を配布いたしております。

モノレール工業協会の印はございませんし、有効期限も1年となっております。簡易的のようではございますが…

2011年3月に お客様が 当社の提出した資料、関連する安全衛生規則などをお持ちになり 所轄の監督署に所向かれ担当の方とじっくり話し合わせ 結果をマルジンにもご連絡くださっております。それによりますと・・・

**※モノレールについては 安全衛生教育でよいとのこと。**

**※マルジンの「モノレール運転講習」の講習内容、発行修了証でよいとのこと。**

よって ご利用のおお客様でご選択くださいませ 講習のご用命をいただきましたらなんなりと協力させていただきます。

モノレール運転講習修了証

製造元	(株)ニッカリ
機種	M-300 OP-1
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇〇〇・・・
交付	平成〇年〇月〇日
取扱代理店	株式会社 マルジン



備考、

- ・本修了証の有効期限は、交付日より1年間とさせていただきます。
- ・本修了証の交付を受けた者がモノレールの運転責任者又は運転中の安全責任者といたします。
- ・本修了証取得者は、始業前点検表に基づき使用前の点検を心掛けて下さい。
- ・この修了証は指定された製造元及び機種のみ運転を許可するものとなります。
- ・万一、故障・異常等を発見、感知した場合は運行を直ちに中止し、下記まで連絡し適切なアドバイスを受けて下さい。

株式会社 マルジン 0778-27-7200